

いわて子ども希望基金助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人いきいき岩手支援財団定款に基づき、公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下「財団」という。）が少子高齢社会への対応に関する民間における諸活動の育成のために行ういわて子ども希望基金助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、子育て支援などの児童等の健全育成や少子化対策の推進を図るための先駆的、先導的事业であって、別表に掲げるものとする。ただし、当該事業が専ら営利を目的とするときは、助成の対象としないものとする。

2 助成金のうち、子育てにやさしい職場環境づくりの推進を図る特別枠を別に設けることができるものとし、その実施に関しては別に定める。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となるものは、団体、法人又は個人であって、前条に規定する事業を行うもののうち、次の各号のいずれにも適合するものとする。ただし、財団理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものを除くものとする。

- (1) 県内に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) 助成対象事業を確実に遂行できる見込みがあること。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成の対象となるものが第2条に規定する事業を行うために要する経費とする。ただし、不動産取得費、職員給与費、その他理事長が別に定める経費を除くものとする。

(助成期間)

第5条 助成の期間は、1年以内とし、事業の終期は助成決定年度の3月20日とする。ただし、理事長が事業の遂行上特に必要と認めた事業についてはこの限りではない。

(要望の受付及び審査)

第6条 助成金の交付を受けようとするものは、第7条の助成の申請をする前に助成金交付要望書（様式第1号）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金交付要望書の提出があったときは、第2条、第3条、及び第4条に定める内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成すべきものと認めたときは、助成予定相当額を算出し、要望した者に対し内定の通知を行うものとする。

3 理事長は、前項の通知にあたりいわて子ども希望基金助成審査委員会の意見を聞くものとする。

(助成の申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとするものは、前条第2項の通知に基づき助成金交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の額)

第8条 助成金の額は、第4条に定める助成対象経費の合計額から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内の額とし、その上限は別に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成の決定)

第9条 理事長は、第7条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要な調査を行い助成すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書(様式第3号)により、申請した者に対しその旨を通知するものとする。

(助成金交付の条件)

第10条 次に掲げる事項は、助成金の交付の決定に付する条件とする。

(1) 助成の対象となった事業(以下「助成事業」という。)の実績により交付すべき額が、前条の助成金交付決定通知書に記載した額を下回る場合は、助成金の額は交付すべき額以内の額とする。

(2) 助成事業の事業内容を変更(理事長が定める軽微な変更を除く。)する場合には、あらかじめ助成事業変更承認申請書(様式第4号)を提出し、理事長の承認を受けること。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出し、理事長の承認を受けること。

(4) 助成事業が予定期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(5) 大会、講演会等を開催する際のポスター・パンフレット・看板や、調査研究報告書(刊行物を含む)その他の成果物、購入した備品には、財団の助成金を受けている旨の表示を行うこと。

2 前項に規定するもののほか、理事長は助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すことがある。

(事情変更による決定の取消)

第11条 理事長は、助成金の交付の決定をした後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しく

はこれに付した条件を変更することがある。

(決定の変更)

第 12 条 理事長は、助成事業の内容の変更の承認又は助成事業の内容を変更した場合においては、当該変更に伴い、助成金の交付の決定の変更を要するときは、助成金の交付の決定の変更をするものとする。

(実績報告)

第 13 条 助成金の交付の決定を受けたもの（以下「助成事業者」という。）は、助成事業が完了した日から起算して 60 日以内又は当該年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ理事長の承認を得た場合は、この限りでない。

(助成金の交付)

第 14 条 理事長は、助成事業実績報告書を受領したときは、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成事業が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成事業者からの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を請求しようとするものは、助成金交付請求書（様式第 7 号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の目的外使用の禁止及び経理区分)

第 15 条 助成事業者は、助成金を助成事業以外の目的に使用してはならない。

2 助成事業者は、助成事業に係る経理について他の経理と区分し、所要の帳簿類を備え、証拠書類とともに、これを明らかにしておかなければならない。

(前金払)

第 16 条 理事長は、助成事業の遂行上必要があると認めるときは、前金払をすることができる

2 助成事業者が、助成金の前金払を受けようとするときは、前金払請求書（様式第 8 号）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金交付決定の取消)

第 17 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 第 10 条第 1 項に規定する条件又は同条第 2 項の規定に基づき付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。

(4) その他法令又はこの規程に違反したとき。

2 前項の規定は、助成金の交付があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 18 条 助成事業者は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、理事長の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金の返還を命じたときは、その命令にかかる助成金の支払いの日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

3 第 1 項の規定は、第 12 条の規定による助成金の交付の決定を変更した場合について準用する。

(財産の処分の制限)

第 19 条 助成事業者は、助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械及び器具でその価格が 20 万円以上のものについて、取得又は効用の増加した日から 5 年以内に助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を記載した助成事業財産処分申請書（様式第 9 号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(補 足)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 18 日から実施し、平成 22 年度助成事業募集分から適用する。

附則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から実施する。

附則

この規程は、平成 24 年 12 月 19 日から実施し、平成 25 年度助成事業募集分から適用する。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第2条関係）

事業区分	事業内容
i・出会い応援事業	ア 未婚男女の出会いの場創出に関する事業 イ 未婚男女の出会いの場創出を支援する人材を養成する事業 ウ 未婚男女の出会いの場創出を行う事業のネットワーク化に関する事業 エ 未婚男女の出会いの場創出に関する調査研究事業 オ その他未婚男女の出会いの場創出に資する事業
地域子育て活動支援事業	ア 各種講座、フェスティバル、イベント等開催事業 イ 子育て支援、児童等の健全育成を支援する人材を養成する事業 ウ 子育て支援、児童等の健全育成活動等のネットワーク化に関する事業 エ 子育て支援、児童等の健全育成活動に関する調査研究事業 オ 防犯・安全等、子育て環境の向上に関する事業 カ その他子育て支援、児童等の健全育成に資する地域活動を支援する事業